

毎週月・水・金曜日発行

富山県報

令和 7 年 7 月 2 日

水 曜 日

第5395号

目 次

告 示

- 漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の改正 1

公 告

- 令和 7 年度屋外広告物講習会の開催 8
○落札者等の公示 10

教育委員会公告

- 教育職員免許状の失効 11

正 誤

- 令和 7 年 3 月 24 日付け号外富山県公安委員会規則第 2 号

告 示

富山県告示第299号

漁業法第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針の改正について

漁業法（昭和24年法律第 267号）第32条第2項の規定に基づき富山県知事が行う助言、指導又は勧告に関する運用指針（令和 3 年富山県告示第 244号）の一部を次のように改正したので、行政手続法（平成 5 年法律第88号）第36条の規定に基づき公表する。

令和 7 年 7 月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前																
第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。） （略） 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合 (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="328 763 794 1285"> <tr> <td>知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> (2) （略） 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合 (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="328 1588 794 2060"> <tr> <td>任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合</td><td>知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容</td></tr> </table>	知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容	（略）	（略）	（略）	（略）	任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容	第1 特定水産資源（くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）を除く。） （略） 1 法第32条第2項第1号に掲げる場合 (1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言又は勧告は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="916 763 1382 1285"> <tr> <td>知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合</td><td>知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> <tr> <td>（略）</td><td>（略）</td></tr> </table> (2) （略） 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合 (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。 <table border="1" data-bbox="916 1588 1382 2060"> <tr> <td>任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合</td><td>知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容</td></tr> </table>	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容	（略）	（略）	（略）	（略）	任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容
知事管理区分における当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容																
（略）	（略）																
（略）	（略）																
任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容																
知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分において当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容																
（略）	（略）																
（略）	（略）																
任意の特定水産資源に係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいて当該特定水産資源の採捕をする者に対してする指導の内容																

90パーセント
を超えたとき

当該全ての
知事管理区分
に係る知事管
理漁獲可能量
の超過のおそ
れが大きい場
合に該当し、
今後、法第33
条第2項の規
定による採捕
の停止を命令
する可能性が
あることから、当該特定
水産資源の採
捕を抑制する
ように指導

(2) (略)

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第2にお
いて単に「くろまぐろ」という。）
に係る法第32条第2項の規定による
指導又は勧告の運用は、次の1から
2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる 場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げ
る場合において、知事が行う指
導又は勧告は、次の表のとおり
とする。

ア 定置漁業の場合

知事管理区分
におけるくろ
まぐろの漁獲
量の総量の当
該知事管理区
分に係る知事
管理漁獲可能
量に占める割
合

知事が当該知
事管理区分に
おいてくろま
ぐろの採捕を
する者に対し
てする指導又
は勧告の内容

90パーセント
を超えたとき

当該全ての
知事管理区分
に係る知事管
理漁獲可能量
の超過のおそ
れが大きい場
合に該当し、
今後、法第33
条第1項の規
定による採捕
の停止を命令
する可能性が
あることから、当該特定
水産資源の採
捕を抑制する
ように指導

(2) (略)

第2 くろまぐろ（小型魚）

くろまぐろ（小型魚）（第2にお
いて単に「くろまぐろ」という。）
に係る法第32条第2項の規定による
助言、指導又は勧告の運用は、次の
1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる 場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げ
る場合において、知事が行う助
言、指導又は勧告は、次の表の
とおりとする。

ア 定置漁業の場合

知事管理区分
におけるくろ
まぐろの漁獲
量の総量の当
該知事管理区
分に係る知事
管理漁獲可能
量に占める割
合

知事が当該知
事管理区分に
おいてくろま
ぐろの採捕を
する者に対し
てする助言、
指導又は勧告
の内容

80パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置（生存個体の放流等）を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう指導
95パーセントを超えたとき	生存個体は放流するよう勧告

イ 漁船漁業等の場合

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導又は勧告の内容
80パーセントを超えたとき	くろまぐろを目的とした操業は自粛し、生存個体は放流するよう指導
90パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう勧告

70パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置（県が定めた基準以下の重量の生存個体の放流等）を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう助言
80パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう指導
95パーセントを超えたとき	生存個体は放流するよう勧告

イ 漁船漁業等の場合

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	くろまぐろを目的とした操業は自粛し、県が定めた基準以下の重量の生存個体を放流するよう助言
80パーセントを超えたとき	くろまぐろを目的とした操業は自粛し、生存個体は放流するよ

- (2) (略)
- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う指導は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (略)

第3 くろまぐろ（大型魚）

第2の規定は、くろまぐろ（大型

	う指導
90パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう勧告

- (2) (略)

- 2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

- (1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導

- (2) (略)

第3 くろまぐろ（大型魚）

くろまぐろ（大型魚）（第3にお

魚)に係る法第32条第2項の規定による指導又は勧告について準用する。

いて単に「くろまぐろ」という。)に係る法第32条第2項の規定による助言、指導又は勧告の運用は、次の1から2までに定めるとおりとする。

1 法第32条第2項第1号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第1号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

ア 定置漁業の場合

知事管理区分におけるくろまぐろの漁獲量の総量の当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量に占める割合	知事が当該知事管理区分においてくろまぐろの採捕をする者に対してする助言、指導又は勧告の内容
70パーセントを超えたとき	漁業の特性に応じた具体的な管理措置（生存個体の放流等）を実施し、くろまぐろの漁獲量の急激な積み上がりを避けるよう助言
80パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう指導
95パーセントを超えたとき	上記措置を実施するよう勧告

イ 漁船漁業等の場合

くろまぐろを目的とした操業は自粛し、混獲された個体は放流するよう指導する。

(2) (1)の規定にかかわらず、次のア又はイに掲げる場合に該当すると知事が認めるときは、この限りでない。

ア くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該知事管理区分における知事管理漁獲可能量の残りの値を超えないと見込まれる場合

イ 当該知事管理区分におけるくろまぐろの採捕をする者の全てが同一の認定協定に参加している場合であって、当該認定協定の内容及びくろまぐろの採捕の実態を勘案し、当該認定協定に参加している者自らによる取組によって当該管理年度の末日までに当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えないと推定される相当な理由がある場合

2 法第32条第2項第2号に掲げる場合

(1) 法第32条第2項第2号に掲げる場合において、知事が行う助言、指導又は勧告は、次の表のとおりとする。

くろまぐろに係る全ての知事管理区分における漁獲量の総量の当該全て知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の合計に占める割合	知事が当該全ての知事管理区分のいずれかにおいてくろまぐろの採捕をする者に対してする指導の内容
---	--

90パーセントを超えたとき	当該全ての知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量の超過のおそれ大きい場合に該当し、今後、法第33条第2項の規定による採捕の停止を命令する可能性があることから、くろまぐろの採捕を抑制するように指導
----------------------	---

(2) (1)の規定にかかわらず、くろまぐろの特性及びその採捕の実態を勘案し、当該全ての知事管理区分において当該管理年度の末日までに採捕するくろまぐろの漁獲量の値が、当該全ての知事管理区分における知事管理漁獲可能量の合計の残りの値を超えないと見込まれる場合は、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この指針は、令和7年7月2日から施行する。

公 告

令和7年度屋外広告物講習会の開催

富山県屋外広告物条例（昭和39年富山県条例第66号）第26条第1項の規定により、令和7年度屋外広告物講習会を次のとおり開催するので、同条例第33条の3第2号の規定により公示する。

令和 7 年 7 月 2 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 講習会の開催日時

令和 7 年 8 月 5 日（火）午前 9 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

2 講習会場

富山市新総曲輪 4 番 18 号 富山県民会館 301 号室

3 講習科目

- (1) 屋外広告物に関する法令
- (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
- (3) 屋外広告物の施工に関する事項

4 受講定員 30 名（1 業者につき 1 名を限度とし、受講申込の先着順とする。）

5 受講申込手続

富山県屋外広告物条例施行規則（昭和 49 年富山県規則第 36 号）第 26 条第 2 項に規定する屋外広告物講習会受講申込書に、必要な事項を記載して申し込むこと。

6 受講申込先

富山市大泉東町一丁目 11 番 28 号

富山県屋外広告美術協同組合

7 受講申込期間

令和 7 年 7 月 2 日（水）から令和 7 年 7 月 23 日（水）まで

8 受講手数料

3,000 円（納付方法は、受講者を決定したときに通知する。）

9 講習会の課程の一部免除

次に掲げる者については、講習科目のうち屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

- (1) 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 2 条第 1 項に規定する建築士の資格を有する者
 - (2) 電気工事士法（昭和 35 年法律第 139 号）第 2 条第 4 項に規定する電気工事士の資格を有する者
 - (3) 電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）第 44 条第 1 項に規定する第一種電気主
-

任技術者免状、第二種電気主任技術者免状又は第三種電気主任技術者免状の交付を受けている者

- (4) 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者であって、帆布製品製造取付けに係るもの

10 講習会修了証書

講習会の課程を修了した者に対し、屋外広告物講習会修了証書を交付する。

11 その他

詳細については、富山県土木部建築住宅課（電話076-444-9661）に問い合わせること。

落札者等の公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第12条及び富山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年富山県規則第68号）第13条の規定により次のとおり公示する。

令和7年7月2日

富山県知事 新 田 八 朗

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

富山県納税通知書等作成業務 一式

2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地

富山県経営管理部税務課 富山市新総曲輪1番7号

3 落札者を決定した日

令和7年4月23日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社富山フォーム印刷 富山市黒崎 173番1

5 落札金額

245,430,955円

- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日
令和7年3月12日

教育職員免許状の失効

教育職員免許法（昭和24年法律第 147号）第10条第 1 項第 1 号の規定により次の教育職員免許状は失効したので、富山県教育職員免許状に関する規則（昭和43年富山県教育委員会規則第 8 号）第18条の規定により次のとおり公告する。

令和7年7月2日

富山県教育委員会

1 失効した免許状

氏 名	市谷 ゆかり	
本 籍 地	富山県	
免許状の種類	教科又は 領 域	授与権者
中学校教諭 1 種免許状	外国語 (英語)	石川県
高等学校教諭 1 種免許状	外国語 (英語)	石川県

2 失効の事由

教育職員免許法第10条第1項第1号に該当したため

3 失効年月日

令和7年5月27日

~~~~~

正誤

[illegible]

令和 7 年 3 月 24 日付け号外富山県公安委員会規則第 2 号「富山県道路交通法施行  
細則の一部を改正する規則」中

| 頁  | 行    | 誤                       | 正                       |
|----|------|-------------------------|-------------------------|
| 8  | 上から8 | 法第 101の2の2              | 法第 101 <u>条</u> の2の2    |
| 21 | 上から2 | 様式第27号（第45 <u>号</u> 関係） | 様式第27号（第45 <u>条</u> 関係） |